



貨物会社「動乗勤」改悪阻止 抜本的改善へ申12号を申し入れ

別紙 【動乗勤についての申し入れ内容】
《動労総連合申第12号》

- 就業規則について、下記のとおり改善されたい。
 - 行き先地の時間（待ち合わせ時間）は労働時間とすること。
 - 動力車乗務員の労働時間を1日あたり6時間40分とし、その範囲内で交番作成すること。
- 乗務割交番作成規程について、下記のとおり改善されたい。
 - 1勤務の労働時間については、日勤9時間、2暦日にわたる場合は、14時間を限度とすること。
 - 1勤務が2暦日にわたる場合は、継続5時間以上睡眠時間を確保すること。
 - 在宅休養時間について、次のようにすること。
 - 1勤務終了後次勤務までの間は、その労働時間以上の時間を確保する。
 - 公休日前日の勤務終了時刻は17時以前とし、公休日翌日の勤務開始時刻は8時30分以降とする。
 - 特休日は公休日と同じ扱いとする。
 - 1継続乗務時間および同キロの限度について、次のようにすること。
 - 1継続乗務時間は、深夜帯の乗務時間を2時間以上含む場合は3時間30分、その他の場合は5時間を限度とする。
 - 1継続乗務キロは、190キロを限度とする。但し、1継続の乗務速度が時速55キロメートル以上の場合は160キロを限度とする。
 - 食事時間は60分以上確保すること。
 - 深夜時間帯を2時間以上含む勤務は連続して組まないこと。
- 災害時等輸送混乱時における動力車乗務員の勤務について、安全と適切な労働条件を確保するためには、一定の基準を設ける必要があると言えるが、会社の考え方を具体的に明らかにされたい。
- 動力車乗務員の要員状況について、支社別および、本線乗務・その他の別により明らかにされたい。
- 年休が完全に消化できる要員を配置すること。
- 社員の年齢構成に鑑み、早急に動力車乗務員の高齢者対策を講ずること。

以上

「待ち合わせ時間」を
労働時間として扱え

要求には、前回の動乗勤改悪（九四年）時に折り返し準備時間以外の行き先地の時間（待ち

また今回改悪の対象となつて
いる乗務割交番作成規程につい
ては、睡眠時間、在宅休養時間

「災害時」ということでその場
ため泊り仕業で拘束時間で二十
四時間をこえることがあるが、

千人体制阻止へ全力で闘おう。

貨物会社の動乗勤・乗務割交
番作成規程の改悪（日刊No.四八
二二号既報）にたいして、貨物
協議会は動乗勤検討会を開催し、
動乗勤にたいする検討と申し入
れを作成し、七月二三日動労総
連合申第十二号として貨物本社
にたいする申し入れを行なった。
動乗勤検討会では、今回提案
された乗務割交番作成規程にと
どまらず、現行の貨物動乗勤そ
のものの問題点を追求し、改善
要求を行なうことが確認された。
（別表に申し入れ内容を掲載）

合わせ時間）を労働時間から除
外したことに対して、行き先地
の時間を労働時間とすることを
柱にした。貨物列車は、列車本
数の制約から行き先地で昼間帯
でも「待ち合わせ時間」が長く
なることがある。この時間は労
働時間に計上されないことから
所定の労働時間を確保するため
に出勤から退勤までの拘束時間
が長い仕業が多い。これが深夜
時間帯の乗務が多い貨物の特性
とあわせて、貨物の乗務員の労
働条件を厳しいものになっている。
またこれとあわせて、労働時間
を一日あたり六時間四十分とし
この範囲内で交番作成をするこ
とを柱にした。

災害時の勤務の確立を
早急な高齢者対策を

食事時間などの適切な時間の確
保とともに、1継続乗務時間・
1継続乗務キロの限度について
も、貨物会社の狙う強化という
方向ではなく緩和することを要
求に掲げた。

しのごの対応に終始している。
これについて、一定の基準を設
けることを要求した。
またもうひとつは、乗務員の
高齢化対策を講ずることを求め
た。新フレイト21計画は、乗務
員の高齢化に逆行している。六
千人体制にむけて外勤業務など
の廃止・外託化が進み、六十才
ちかくなっても本線乗務を続け
るしなくなっている。いまほ
ど乗務員の高齢者対策が必要と
きはならない。六十才まで働くこ
とのできる労働条件の確立をか
ちとろう。

七月三十日第一回交渉が行な
われたが「待ち合わせ時間」の
問題に議論が集中し、継続となつ
た。これ以上の乗務員の労働強
化を許さず、新フレイト21・六